

神戸市立玉津中学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立玉津中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本姿勢」は、

○神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

○生徒、教職員の人権感覚を高めます。

○生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

○いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

の5つのポイントに重点を置いて取組を進める。

1 いじめとは

いじめとは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を受ける行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、いじめを訴えてきた生徒の立場に立ち、このいじめの定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 本校の教職員の姿勢

- ・生徒一人ひとりが、自分の居場所が感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるように、日々分かる授業を行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して生徒に示す。
- ・生徒一人ひとりの変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

3 校内体制について

(1) 玉津中学校いじめ防止対策委員会を設置する。

構成は、校長、教頭、生徒指導担当、不登校担当、学年総務、養護教員、教務部長、特別支援コーディネーター、特別支援学級担当、スクールカウンセラーとする。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

4 いじめを未然に防止するために

<生徒に対して>

- ・本校の教育理念である「仁恕」の精神を育み、生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や生徒一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業や人権学習、学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を、すべての生徒がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見てみないふりをすることは、いじめをしていることにつながることや、いじめを見たら教職員に知らせること、やめさせることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことでないこともあわせて指導する。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回以上実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・いじめチェックリストを活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教員で観察する。
- ・スクールカウンセラーや養護教員を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアにあたる。
- ・いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについて本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的にいじめ撲滅を目指す取組を進める。

- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・保護者は日頃から子どもたちの規範意識を養うため、いじめ問題等についても日常生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければならないことを伝える。
- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談する大切さを伝える。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを各種保護者会、ふれあい懇話会、地域での会合等で伝えて、解決に向けた理解と協力を得る。

5 いじめの早期発見について

- ・教育相談週間を定期考査前に設定し、担任が生徒の悩み等を相談できる時間を確保する。
- ・生活ノートを活用し、担任と生徒が安心して心を開き相談できる関係づくりに努める。
- ・教員がチャンスカウンセリングを意識して行い、日常の生徒の様子を見守る。
- ・生徒の様子を担当はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。

6 いじめの早期対応について

- ・いじめに限らず、困ったことで悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えを、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会等、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンターと連携して対処する。

7 特別な支援を必要とする生徒への配慮

- ・特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。
- ・この生徒がいじめを受けることなく、充実した学校生活を送ることができるよう、正し

い理解を深めていくための研修や学校として必要な対応をしていく。また、尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流を進める。

8 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓蒙する。
- ・情報モラル教室を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

9 保護者・地域との連携

- ・保護者、育友会の組織と連携し、また玉津っ子応援団（神戸っ子応援団）等を活用する。
- ・地域の校区内の小学校と連携して地域会議を開催し、地域・学校からいじめを撲滅するための取組を進める。
- ・育友会や地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

10 関係機関との連携

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局等と連携した対応をする。
- ・その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などは、関係機関やSC、SSWと積極的に連携を行う。

11 いじめ事案の対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。
- ・いじめられた生徒を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自

己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。

- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。

12 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

13 その他

- ・学校評価においては、年度ごとの取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は本校の状況に応じて、玉津中学校いじめ防止対策委員会において、点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。

【第6版 令和2年6月改定】